

## 島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金交付等要綱

制 定 令和5年5月19日付け産支第90号  
一部改正 令和6年4月9日付け産支第29号

(趣旨)

第1条 島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、関係法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「関係法令等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱(令和5年3月30日付け4環バ第465号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。)
- (2) 農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「国規則」という。)
- (3) 補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)

(補助の目的)

第3条 みどりの食料システム戦略に基づき、各地域の状況に応じて、環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル地区の創出を支援することにより、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を図ることを目的とする。

(補助事業の対象及び補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(事業実施等の手続き、事業実施状況の報告等、事業成果の評価等)

第5条 事業実施主体は、補助金の交付に当たり国交付等要綱第5、第30及び第31に基づき手続きを行うものとする。ただし、事業実施計画書、事業実施状況報告書及び事業評価報告書の提出期限は農林水産部長が別に通知する日までとする。

(流用の禁止)

第6条 補助金は、別表の区分欄に掲げる1から3までの事業に係る経費の欄に掲げる事業費の相互間における経費の流用をしてはならない。

(交付申請)

第7条 規則第4条の規定による申請書は様式第1号のとおりとし、事業実施主体は、交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定の通知)

第8条 知事は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 事業実施主体は、第7条第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、前条の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を知事に提出しなければならない。

(契約等)

第10条 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、事前に様式第2号により知事にその旨を報告の上、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、様式第3号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 事業実施主体は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

(債権譲渡等の禁止)

第11条 事業実施主体は、第8条の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(変更等の承認)

第12条 規則第9条第1項の規定による申請書は、様式第4号によるものとする。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げるもの以外の軽微な変更については、この限りでない。

- 2 事業実施主体は、別表の重要な変更の欄に掲げるもののほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて知事の承認を受けることができる。
- 3 知事は、第1項及び前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 4 規則第9条第2項の規定による報告書は、様式第5号によるものとする。
- 5 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(概算払請求)

第13条 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、様式第6号の概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第14条 事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、様式第7号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、前条の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項による報告のほか、知事は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第15条 規則第10条の規定による実績報告書は、様式第8号のとおりとし、事業実施主体は、補助事業が完了したとき（第12条第1項による廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、その日か

ら1月を経過した日又は事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、補助事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、翌年度の4月10日までに様式第9号により年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 第7条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第7条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第10号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、知事が別に定める日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

#### （補助金の額の確定等）

- 第16条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。
- 2 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
  - 3 前項の補助金の返還期限は、知事が別に通知する日までとし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### （額の再確定）

- 第17条 事業実施主体は、前条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15条第1項に準じて提出するものとする。
- 2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
  - 3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

#### （交付決定の取消等）

- 第18条 知事は、第12条第1項の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 事業実施主体が、補助金を当該補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
  - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を当該間接補助事業以外の用途に使用した場合
  - (6) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合
- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助

金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 知事は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第16条第3項の規定を準用する。

#### (財産の管理等)

- 第19条 事業実施主体は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図られなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

#### (財産の処分の制限)

- 第20条 規則第13条第1項第4号に規定する機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 規則第13条第2項に定める財産の処分を制限する期間は、国規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
  - 3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - 4 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第7条第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第8条の規定による交付決定通知をもって、次の条件により知事の承認を受けたものとみなす。
    - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
    - (2) 本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
  - 5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることがある。

#### (収益納付)

- 第21条 事業実施主体は、国交付等要綱別記6に定めるところにより相当の収益が生じた場合は、その旨を報告しなければならない。
- 2 前項による報告があった場合、国交付等要綱別記6に定めるところにより、交付された当該補助金の額を限度として、当該収益の一部又は全部を県に納付させることがある。

#### (書類の提出部数及び経由機関)

- 第22条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の部数は1部とし、当該補助事業の事業実施地域を所管する隠岐支庁又は農林水産振興センターを経由して提出するものとする。

#### (帳簿及び証拠書類)

- 第23条 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなけ

ればならない。

- 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、第1項及び前項に規定する帳簿等に加え、様式第11号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 事業実施主体（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第12号による補助金調書を作成しておかなければならない。
- 5 第3項及び前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録により整備及び保管することができる。

（間接補助金を交付する際に付すべき条件）

第24条 事業実施主体である地方公共団体が更に地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、この要綱の第6条、第12条、第14条から第19条まで、第21条、第23条及び第24条並びに次の第1号から第3号まで及び次項から第7項までの規定に準ずる条件をそれぞれ付さなければならない。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）、国規則、国交付等要綱、規則及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、市町村長の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により市町村長による間接補助金の交付の決定をもって市町村長の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- (3) 前号による市町村長の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を市町村長に納付させることがあること。
- 2 市町村長は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、当該間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
  - (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
  - (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、様式第3号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 市町村長は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 市町村長は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、同ただし書の場合にあっては、第8条による交付決定の

通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に知事の承認を受けたものとする。

- 5 市町村長は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を県に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産については適用しない。
- 7 市町村長は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫交付金相当額を県に返還しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月19日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金交付要綱（令和4年5月16日付け産支第101号）は廃止する。
- 3 前項による廃止前の島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金交付要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則（令和6年4月9日付け産支第29号）

- 1 この要綱は、令和6年4月9日から施行する。
- 2 この要綱の一部改正前の島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金交付等要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

別表（第4条、第6条、第12条第1項及び第2項関係）

区 分	経 費	事業実施主体	補助率	補助上限等	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金（推進事業）	1 推進体制整備 国交付等要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア みどりの食料システム基本計画の推進 イ 有機農業指導員の育成・確保	・市町村	ア及びイ 定額	ア及びイ 1 事業主体 当 たり 3,500 千円	経費の欄に掲げるアとイの経費の相互間における30%を超える増減	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金等の増 4 事業費又は補助金等の30%を超える減 5 成果目標の変更
	2 有機農業産地づくり推進 国交付等要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 有機農業実施計画の策定 イ 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 ウ 飛躍的な拡大産地の創出	・市町村 ・協議会	ア 定額  イ及びウ 定額※  ※機械リースについては2分の1以内	ア 有機農業実施計画を策定する市町村1か所当たり10,000千円  イ 有機農業実施計画策定後の翌年度は8,000千円  有機農業実施計画策定後の翌々年度は6,000千円	経費の欄に掲げるアからウの経費の相互間における30%を超える増減	

				ウ 1 事業申請 当 たり 10,000 千円		
	3 有機転換推進事業 国交付等要綱に基づ き行う事業に係る次の 経費 ア 転換支援事業 イ 転換支援円滑化事 業	・市町村 ・協議会	ア及びイ 定額	ア 10a 当たり 20 千円以内  イ アの要望額 の1割以内		
	4 持続可能なエネルギ ー導入・環境負荷低減 活動のための基盤強化 対策のうちバイオマス 地産地消の推進 国交付等要綱に基づ き行う事業に係る次の 経費 ア 事業化の推進 イ 効果促進対策 ウ バイオ液肥散布車 の導入 エ メタン発酵バイオ 液肥等の利用促進 オ バイオ燃料等製造 に係る資源作物の実 証	・市町村 ・民間団体等	ア 2 分の 1 以内  イ 定額  ウ 2 分の 1 以内  エ及びオ 定額	アからオの 合計額で1 事業申請当 たり 5,000 千円	経費の欄に 掲げるアから オまでの経費 の相互間にお ける 30%を 超える増減	
	5 持続可能なエネルギ ー導入・環境負荷低減 活動のための基盤強化 対策のうち環境負荷低 減の取組を支える基盤 強化対策（推進事業） ア 原材料調達の安 定・強化 イ 基盤強化確立事業 実施計画における効 果の検証・改良 ウ 事業成果の情報発 信	・市町村 ・民間団体等	アからウ 定額※  ※機械等 のリース について は 2 分の 1	アからウの 合計額で1 事業申請当 たり 1,000 千円	経費の欄に 掲げるアから ウの経費の相 互間における 30%を超える 増減	
2 島根 県みど りの食 料シス テム戦 略推進 事業費 補助金 (科学 技術振 興事業)	1 グリーンな栽培体系 への転換サポート 国交付等要綱に基づ き行う事業に係る 次の経費 ア グリーンな栽培体 系の検討 イ グリーンな栽培体 系への転換に向けた スマート農業機械等 の導入 ウ 消費者理解の醸成	・協議会 ・市町村 ・農業協同組合	ア 定額  イ 2 分の 1 以内  ウ 定額	ア 1 地区当た り 3,000 千 円※  ※有機農業 の取組面積 の拡大に向 けた栽培体 系を検討す る場合は1 地区当たり 3,600 千円  ※環境負荷 低減の取組	経費の欄に 掲げるアから ウまでの経費 の相互間にお ける 30%を 超える増減	1 事業の新 設又は廃止 2 事業実施 主体の変更 3 事業費の 30%を超え る増又は補 助金等の増 4 事業費又 は補助金等 の 30%を 超える減 5 成果目標 の変更

				<p>のうち複数の取組を検討する場合は1地区当たり3,600千円</p> <p>※スマート農業技術に対応するための生産方式変革の検証に取り組む場合は、上記の上限にそれぞれ1,000千円を加えた金額を上限とする</p> <p>イ 上限なし</p> <p>ウ 1地区当たりアの補助金額とその上限額の差額又は300千円のいずれか低い金額</p>	
2	<p>SDGs対応型施設園芸確立</p> <p>国交付等要綱に基づき行う事業に係る次の経費</p> <p>ア SDGs対応型産地づくりに向けた検討会の開催</p> <p>イ マニュアル作成・情報発信</p> <p>ウ 環境影響評価の実施</p> <p>エ 新技術による栽培実証</p> <p>オ 省エネ機器設備・資材等による加温体系実証</p>	・協議会	<p>アからエ 定額</p> <p>オ 2分の1 以内</p>	<p>アからオの合計額で1事業申請当たり70,000千円※</p> <p>※エに取り組まない場合25,000千円</p>	<p>経費の欄に掲げるアからオまでの経費の相互間における30%を超える増減</p>



	3 地域循環型エネルギーシステム構築 国交付等要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 営農型太陽光発電のモデル的取組支援 ①推進会議の開催 ②課題解決に向けた調査等 ③発電設備の導入 イ 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援	ア ・協議会 ・市町村 ・民間団体等  イ ・市町村 ・民間団体等	アの①及び② 定額  アの③ 2分の1 以内  イ 定額	アの①及び②の合計額 2,000千円  アの③ 1 発電設備 当 たり 8,000千円  イ 上限なし	経費の欄に掲げるアの①及び②と③の経費の相互間における30%を超える増減	
3 島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金(整備事業)	1 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうちバイオマス産地消施設整備 国交付等要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 建設工事費 イ 製造請負工事費 ウ 機械器具費	・市町村 ・民間団体等	2分の1 以内	国交付等要綱別記8-1第1の3(1)に規定する新設施設に係るアからウの合計額で1事業申請当たり80,000千円  国交付等要綱別記8-1第1の3(2)に規定する成果拡大施設に係るアからウの合計額で1事業申請当たり50,000千円	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30%を超える増減	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施場所の変更 3 事業実施主体の変更 4 事業費の30%を超える増又は補助金等の増 5 事業費又は補助金等の30%を超える減 6 成果目標の変更
	2 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうち環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策(整備事業) 国交付等要綱に基づき事業に係る次の経費 ア 工事費 イ 機械器具費 ウ 工事に必要な実施設計費及び測量試験費	・市町村 ・民間団体等	アからウ 2分の1 以内	アからウの合計額で1事業申請当たり80,000千円	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30%を超える増減	

(注1) 島根県みどりの食料システム推進対策事業費補助金の交付の対象となる農業用機械・施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

(注2) 各事業の事業実施主体は国交付等要綱別記1から8-2までに規定する事業実施主体の要件を満たしていなければならない。

## 様式第1号（第7条第1項関係）

〇〇年度島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金  
交付申請書

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

住 所  
団体名  
申請者職氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金交付等要綱第7条第1項の規定により、島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

III 事業完了予定年月日



注) 様式は別添のとおりとする。

- 1 推進体制整備、有機農業産地づくり推進、有機転換推進事業、バイオマス地産地消の推進、環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策（推進事業）

みどりの食料システム戦略推進交付金・・・様式A

- 2 グリーンな栽培体系への転換サポート、SDGs対応型施設園芸確立、地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）

みどりの食料システム戦略推進交付金・・・様式B

- 3 バイオマス地産地消施設整備、環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策（整備事業）

みどりの食料システム戦略推進交付金・・・様式C

(削除)

(注1) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注2) 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

様式A

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

1 島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	総事業費 (A)	補助対象 経費 (B) = (C)+ (D)+(E)	負 担 区 分			備 考
				補助金 (C)	市町村費 (D)	その他 (E)	
推進体制整備		円	円	円	円	円	
有機農業産地づくり 推進							
有機転換推進事業							
バイオマス地産地消 の推進							
環境負荷低減の取組 を支える基盤強化対 策（推進事業）							
合 計							

- (注) 1 「負担区分」で補助率が複数ある場合は、補助率ごとに区分して記入し、補助率を備考欄に記入すること。  
 2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。  
 3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円」）を記入すること。  
 「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。  
 免税事業者  
 簡易課税制度の適用を受ける者  
 国又は地方公共団体の一般会計  
 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの  
 4 総事業費については、補助対象外経費がある場合には補助対象外経費を含んだ金額を記載、補助対象経費と同額であれば、同額を記載すること。  
 5 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

III 事業完了予定年月日 年 月 日

様式B

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

1 島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	総事業費 (A)	補助対象 経費 (B) = (C)+ (D)+(E)	負 担 区 分			備 考
				補助金 (C)	市町村費 (D)	その他 (E)	
グリーンな栽培体系 への転換サポート		円	円	円	円	円	
SDGs 対応型施設 園芸確立							
地域循環型エネルギー システム構築							
合 計							

- (注) 1 「負担区分」で補助率が複数ある場合は、補助率ごとに区分して記入し、補助率を備考欄に記入すること。  
 2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。  
 3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円」）を記入すること。  
 「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。  
 免税事業者  
 簡易課税制度の適用を受ける者  
 国又は地方公共団体の一般会計  
 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの  
 4 総事業費については、補助対象外経費がある場合には補助対象外経費を含んだ金額を記載、補助対象経費と同額であれば、同額を記載すること。  
 5 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

III 事業完了予定年月日 年 月 日

様式C

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

1 島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	総事業費 (A)	補助対象 経 費 (B)= (C)+(D)+(E) +(F)	負 担 区 分				備 考	
				自己資金		地方公共団体等 による助成金			補助金 (F)
				(C)	うち 貸付金等	市町村 (D)	その他 (E)		
バイオマス地産地消 施設整備		円	円	円	円	円	円		
環境負荷低減の取組を 支える基盤強化対策 (整備事業)									
合 計	事業費								
	附帯事務費								
	計								

- (注) 1 「負担区分」で補助率が複数ある場合は、補助率ごとに区分して記入し、補助率を備考欄に記入すること。  
 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円」）を記入すること。  
 「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。  
 免税事業者  
 簡易課税制度の適用を受ける者  
 国又は地方公共団体の一般会計  
 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの  
 3 整備事業を行うに当たって、取得財産等を担保に供し、自己資金の全部又は一部について制度資金による融資を受ける場合において、交付申請と併せて当該担保に供することを知事に承認申請する場合は、「融資該当有」と記入の上、下表を作成し、添付すること。  
 4 総事業費については、補助対象外経費がある場合には補助対象外経費を含んだ金額を記載、補助対象経費と同額であれば、同額を記載すること。  
 5 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

III 事業完了予定年月日 年 月 日

(表)

事業概要	補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度資金に限る)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
	○金融公庫	○○資金	○○○○円	○年	
	○農協	○○資金	○○○○円	○年	

(2) 附帯事務費

事業内容	補助対象経費	負担区分			備考
		補助金	市町村費	その他	
	円	円	円	円	
合計					

- (注) 1 事業内容欄は、国交付等要綱別記8-3別表2に定める附帯事務費の用途基準により記入すること。  
2 補助対象経費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

様式第2号（第10条第1項関係）

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所  
団体名  
代表者職氏名

〇〇年度島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金に係る入札等  
契約方式について

このことについて、下記のとおりの実行契約の形式としたいので、島根県みどりの食料  
システム戦略推進事業費補助金交付等要綱第10条第1項の規定により、事前に報告します。

記

対象施設等又は契約名			
入札等の方法	指名競争入札		随意契約（見積合せ）
※選定方法に「○」をする			随意契約（1者）
入札又は契約予定年月日日			
指名競争入札又は随意契約を 行う場合の理由について			
指名競争入札又は見積り合せ の指名者数	者		
入札予定価格（税抜）	円		

\*入札予定価格が未公表の場合は、金額の後ろに「未公表」と記入

様式第3号（第10条第2項関係、第24条第2項）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体名 氏名〕 様

所 在 地  
商号又は名称  
代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、島根県等から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、島根県等の「等」とは国、市町村をいう。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が島根県等から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。



## 様式第4号（第12条第1項関係）

〇〇年度島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金  
変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

住 所  
団体名  
申請者職氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇したいので、島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金交付等要綱第12条第1項の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載要領は、様式第1号の記の様式に準ずるものとする。  
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。  
なお、添付書類については、補助金交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更がない場合は省略できる。）
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金変更等承認申請書」を「島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金交付等要綱第12条第1項の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金交付等要綱により、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 4 下線部分については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

様式第5号（第12条第4項関係）

〇〇年度島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金  
遅延届出書

番 号

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
団体名  
届出者職氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金交付等要綱第12条第4項の規定に基づき届け出ます。

（なお、下記の事業完了予定年月日まで完了時期を延期したいので承認されたい。（注1））

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	補助対象 経費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
			〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
			事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	円	%	円		

- (注) 1 括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。
- 2 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分について省略できることとし、省略するにあたっては、提出済みの資料の名称その他資料の特定の必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

様式第6号（第13条、14条第1項関係）

〇〇年度島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金  
概算払請求書

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

住 所  
団体名  
請求者職氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があったこの事業について、島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金交付等要綱第13条の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。  
また、併せて、〇〇年〇〇月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

〇〇年〇月〇日現在

区分	補助対象 経費	(A) 補助金	(B) 既受領額		遂行 状況 報告	(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残額		事業完 了予定 年月日	備考
			金額	出 来 高		金額	〇月 〇日 迄予 定出 来高	金額	〇月 〇日 迄予 定出 来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

- (注) 1 「区分」の欄には、様式第1号の様式A～CのIIの「区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 下線部は、第14条第1項のただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

様式第7号（第14条第1項関係）

〇〇年度島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金  
遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

住 所  
団体名  
報告者職氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった事業について、島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金交付等要綱第14条第1項の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	補助対象 経 費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
			〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
			事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、様式第1号の様式A～CのIIの「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（事業の実施に伴い支払が見込まれる額）を記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

様式第8号（第15条第1項関係）

〇〇年度島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

住 所  
団体名  
申請者職氏名

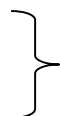
〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金交付等要綱第15条第1項の規定により、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金〇〇〇円の交付を請求する。

記

I 事業の目的

II 事業の内容及び実績



注) 様式は別添のとおりとする。

1 推進体制整備、有機農業産地づくり推進、有機転換推進事業、バイオマス地産地消の推進、環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策（推進事業）

みどりの食料システム戦略推進交付金・・・様式A及び様式D

2 グリーンな栽培体系への転換サポート、SDGs対応型施設園芸確立、地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）

みどりの食料システム戦略推進交付金・・・様式B及び様式D

3 バイオマス地産地消施設整備、環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策（整備事業）

みどりの食料システム戦略推進交付金・・・様式C及び様式D

(注) 1 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

2 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、様式DのV-2の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

また、事業実績内訳明細書を添付すること。

4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

5 事業実施主体である地方公共団体が更に地方公共団体以外の間接補助事業者へ補助金を交付した場合は、間接補助事業者への交付を完了した年月日を本様式に加筆すること。なお、複数の間接補助事業者へ交付を行った場合には、最終の交付年月日を加筆すること。

様式A

I 事業の目的

II 事業の内容及び実績

1 島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	総事業費 (A)	補助対象 経費 (B) = (C) + (D) + (E)	負 担 区 分			備 考
				補助金 (C)	市町村費 (D)	その他 (E)	
推進体制整備		円	円	円	円	円	
有機農業産地づくり 推進							
有機転換推進事業							
バイオマス地産地消 の推進							
環境負荷低減の取組を 支える基盤強化対策 (整備事業)							
合 計							

(注) 1 「負担区分」で補助率が複数ある場合は、補助率ごとに区分して記入し、補助率を備考欄に記入すること。

2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。

3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円 うち国費相当額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円 うち国費相当額〇〇〇円」）を記入すること。

4 総事業費については、補助対象外経費がある場合には補助対象外経費を含んだ金額を記載、補助対象経費と同額であれば、同額を記載すること。

5 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

様式B

I 事業の目的

II 事業の内容及び実績

1 島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	総事業費 (A)	補助対象経費 (B) = (C) + (D) + (E)	負 担 区 分			備 考
				補助金 (C)	市町村費 (D)	その他 (E)	
	グリーンな栽培体系 への転換サポート	円	円	円	円	円	
	SDGs 対応型施設 園芸確立						
	地域循環型エネルギ ーシステム構築						
合 計							

- (注) 1 「負担区分」で補助率が複数ある場合は、補助率ごとに区分して記入し、補助率を備考欄に記入すること。  
 2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。  
 3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円 うち国費相当額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円 うち国費相当額〇〇〇円」）を記入すること。  
 4 総事業費については、補助対象外経費がある場合には補助対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。  
 5 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

様式C

I 事業の目的

II 事業の内容及び実績

1 島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	総事業費 (A)	補助対象 経費 (B)=(C)+(D) +(E)+(F)	負 担 区 分				補 助 金 (F)	備 考
				自己資金		地方公共団体等 による助成金			
				(C)	うち 貸付金等	市町村 (D)	その他 (E)		
バイオマス地産 地消施設整備		円	円	円	円	円	円	円	
環境負荷低減の 取組を支える基 盤強化対策（整 備事業）									
合 計	事業費								
	附帯事務費								
	計								

- (注) 1 「負担区分」で補助率が複数ある場合は、補助率ごとに区分して記入し、補助率を備考欄に記入すること。  
 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円 うち国費相当額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円 うち国費相当額〇〇〇円」）を記入すること。  
 3 整備事業を行うに当たって、取得財産等を担保に供し、自己資金の全部又は一部について制度資金による融資を受ける場合において、交付申請と併せて当該担保に供することを知事に承認申請する場合は、「融資該当有」と記入の上、下表を作成し、添付すること。  
 4 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。



(表)

事業概要	補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受けた場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度資金に限る)	融資を受けた金額	償還年数	その他
	○金融公庫	○○資金	○○○○円	○年	
	○農協	○○資金	○○○○円	○年	

(2) 附帯事務費

事業内容	補助対象経費	負担区分			備考
		補助金	市町村費	その他	
	円	円	円	円	
合計					

- (注) 1 事業内容欄は、国交付等要綱別記8-3別表2に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。  
2 補助対象経費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

様式D

III 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)	補助対象経費 (B)= (C)+(D)+(E)+ (F)	負 担 区 分				備 考	
			自己資金		地方公共団体等 による助成金			補助金 (F)
			(C)	うち貸 付金等	市町村 (D)	その他 (E)		
1 島根県みどりの食料システム戦略 推進事業費補助金（推進事業）		円	円	円	円	円		
2 島根県みどりの食料システム戦略 推進事業費補助金（科学技術振興 事業）								
3 島根県みどりの食料システム戦略 推進事業費補助金（整備事業）								
合 計								

(注) 様式第8号のIIに定める区分毎に記載すること。

IV 事業完了 年 月 日

V 精 算

1 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 補 助 金	円	円	円	円	
2 そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助 金（推進事業）	円	円	円	円	注) 年 月 日
2 島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助 金（科学技術振興事業）					
3 島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助 金（整備事業）					
合 計					

- (注) 1 様式第8号のⅡに定める区分毎に記載すること。  
2 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合は、備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

VI 添付書類

- 1 財産管理台帳の写し
- 2 事業実績内訳明細書 (様式別紙)

ただし、1の添付を原則とし、2については、1との併用を可能とする。なお、これらにより難しい場合には、2のみの添付も可能とする。





様式第9号（第15条第2項関係）

〇〇年度島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金  
年度終了実績報告書

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

住 所  
団体名  
代表者職氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金交付等要綱第15条第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業に要する経費 (A)	国庫 交付金	(A) のうち年 度内支出済額	概算払 受入済額	(A) のう ち未支出額	翌年度 繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする。（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 5 添付書類について、申請書のウェブサイトにおいて、閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより、当該資料を省略することができる。

## 様式第 10 号（第 15 第 4 項関係）

〇〇年度島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

住 所  
団体名  
申請者職氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金について、島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金交付等要綱第 15 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

### 記

1 補助金等交付規則（昭和 32 年島根県規則第 32 号）第 11 条の補助金の額の確定額（〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額）	金	円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

（1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）

（2）消費税確定申告書付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

（3）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）

（4）事業実施主体が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨をきさいすることとする。

3 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

〔 〕  
（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

〔 〕

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

（1）免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

（2）新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料

（3）簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）

（4）事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨をきさいすることとする。

3 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。





様式第 12 号（第 23 条第 4 項関係）

〇〇年度

〇〇年度島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金調書

県			市町村名										備考
補助事業名	交付決定の額	補助率	歳入			歳出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫 交付金相当額	支出 済額	うち国庫 交付金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫 交付金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

記載要領

- 補助事業名欄には、補助事業の名称のほか、当該補助事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、補助事業名欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。  
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金相当額を内書（ ）すること。